

ミュージアム都留条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 25 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 24 号

ミュージアム都留条例の一部を改正する条例

ミュージアム都留条例(平成 17 年都留市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条及び第 9 条を次のように改める。

(観覧料)

第 8 条 ミュージアム都留観覧料は、原則として無料とする。ただし、期間を定めて特別な博物館資料を展示する場合は、博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 26 条ただし書の規定に基づき、規則の定めるところにより観覧料を徴収することができる。

第 9 条 削除

第 13 条中「(昭和 26 年法律第 285 号)」を削り、「第 20 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条中「第 20 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改める改正規定は、公布の日から施行する。